

◎新潟県告示第944号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年6月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 路線名 一般国道 350号

2 供用開始の区間

佐渡市東大通字中江1227番3から同市東大通字上江2243番1まで及び佐渡市長木字竹の花1060番から同市八幡字清水1267番1まで

3 供用開始の期日 平成27年6月30日